

# 概要(実績評価書(案)のポイント)

## 施策目標XIV-1-1

行政手続のオンライン化を推進すること

# 確認すべき主な事項（実績評価書）

## 測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

## 有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

## 効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

## 現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

## 次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

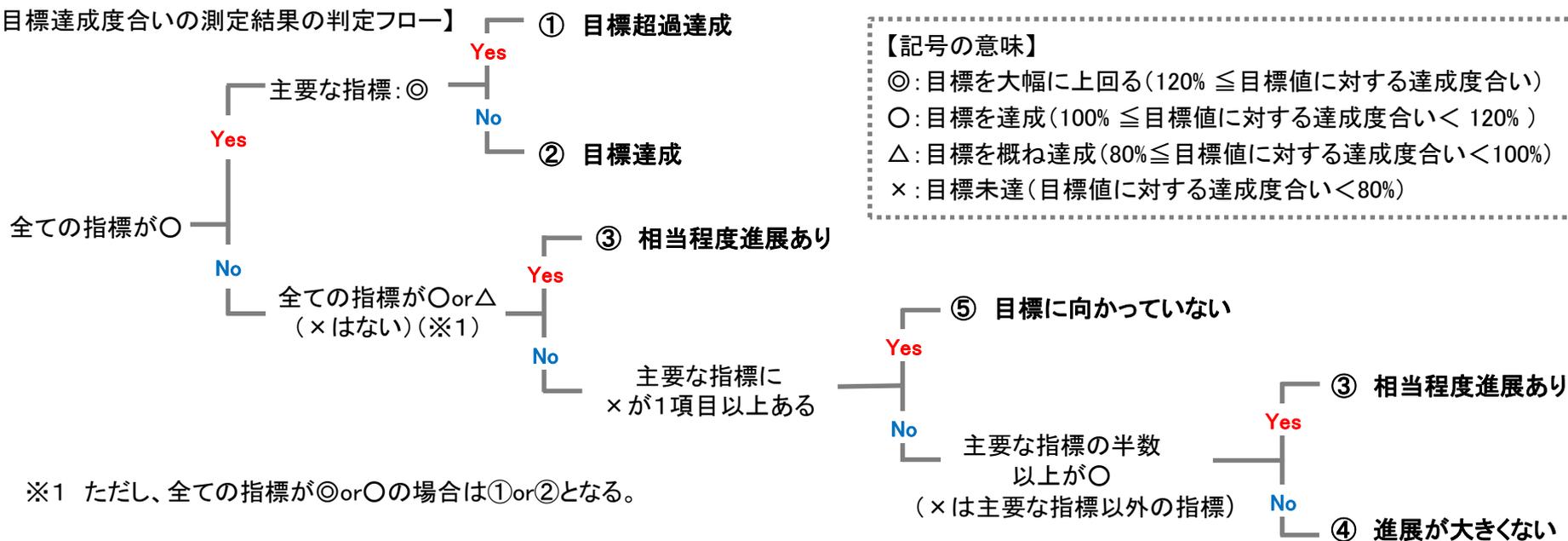
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

# 厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、</li> <li>主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの</li> </ul>
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

### 【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



【記号の意味】  
 ◎：目標を大幅に上回る（120% ≤ 目標値に対する達成度合い）  
 ○：目標を達成（100% ≤ 目標値に対する達成度合い < 120%）  
 △：目標を概ね達成（80% ≤ 目標値に対する達成度合い < 100%）  
 ×：目標未達（目標値に対する達成度合い < 80%）

※1 ただし、全ての指標が◎or○の場合は①or②となる。

# 厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

### 【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

### 【参考1】 主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると思料される指標から選定する。
  - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
  - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
  - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

### 【参考2】 参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

### 【参考3】 有効性の評価、効率性の評価、現状分析

【有効性の評価】

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
  - ① 目標数値の水準設定の妥当性
  - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
  - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
  - ④ 予算執行面における問題点

【効率性の評価】  
【現状分析】

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。
- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

# 【概要】令和4年度実績評価書（案）（施策目標XIV-1-1）

基本目標XIV： 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること

施策大目標1： デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること

**施策目標1： 行政手続のオンライン化を推進すること**

## 現状（背景）

### 1. 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

- ・ 利用者に質の高い行政サービスを提供するため、デジタル3原則に従い、行政手続等の原則オンライン化やオンライン利用率の引上げに取り組んでいる（※1）。

#### デジタル3原則（国の行政手続きのオンライン化実施の原則）

① デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
② ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要に
③ コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現

※1 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」では、法令に基づく国に対する申請等及び国に対する申請等に対する処分通知は、オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除き、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省庁は、速やかにオンライン化の実現に取り組むこととされている。

### 課題1

重点手続き（※2）に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率（平成28年度）は12%であるため、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用を推進することが必要。

※2 オンライン利用拡大行動計画（平成20年9月12日IT戦略本部）」において、国民が広く利用するオンライン化された手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上のもの及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続等とされているもの

### 達成目標1

デジタル手続法、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を計画的に進める。

#### 【測定指標】太字・下線が主要な指標

1 **重点手続に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率（アウトカム）**

2 **デジタル手続法においてオンライン実施原則化の対象となる厚生労働省所管手続のうち、オンライン実施手続の占める割合（アウトプット）**

# 【概要】令和4年度実績評価書（案）（施策目標XIV-1-1）

## 総合判定

赤字は主要な指標

指標1: 重点手続に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率 ◎

指標2: デジタル手続法においてオンライン実施原則化の対象となる厚生労働省所管手続のうち、オンライン実施手続の占める割合 ◎

【目標達成度合いの測定結果】

①(目標超過達成)

【総合判定】

A(目標達成)

- ・指標1、指標2のどちらも目標を達成
- ・主要な指標が目標値を大幅に上回った

## 施策の分析

### 《有効性の評価》

- 申請件数の多い申請者に対する電子申請の働きかけ
    - ・一部の社会保険関係手続について大規模法人に対し、**電子申請を義務化**
    - ・**ソフトウェアベンダーとの協議**を年6回以上の頻度で実施
    - ・**全国社会保険労務士会連合会との協議会**を実施
  - システム面での整備を行い、申請者向けに厚生労働省ホームページなどで周知
    - ・**汎用受付システム(※)の運用**
- ※e-Govで電子申請された申請について職員が受付・審査をするシステム
- ・**gBizID(法人・個人事業主向け共通認証基盤)を活用したID・パスワード方式**を利用可能とした



オンライン申請率の向上やオンライン申請の対象となる手続きの拡大に向け有効に機能

### 《効率性の評価》

- 汎用受付システムなどシステムの整備
  - オンライン化後も省内での申請処理などがスムーズに行われた
- 汎用受付システムが令和4年度に運用終了(手数料納付の機能を除く)、予算減額措置
  - 電子申請の審査業務は、引き続きe-Gov審査支援サービスを利用して行えるよう対応
- **関連予算の減額やシステムの変更がある中でも実績値は年々向上**しており、**効率的な取組が行われている**



### 《現状分析》

- 指標1(オンライン申請率)
  - ・令和3年度に目標値(令和5年度に50%)を達成
  - ・令和4年度にオンライン申請率が59%
  - 目標値を大幅に超えた
  - 目標値の引き上げを検討**
- 指標2(オンライン実施手続の割合)
  - ・令和元年度から令和4年度の実績値がいずれも前年度の割合を超えた
  - 目標を達成
  - 対象範囲を検討**

## 次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

- 指標1については、目標値を大幅に超えたため**目標値の引き上げを実施**する。
- 指標2については、令和元年度から令和4年度までの各年度で順調に目標値を達成したことから、**引き続きオンライン化を推進し、「前年度以上」との現在の目標を堅持**していく。

# デジタル手続法※の概要

※行政手続オンライン化法、住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法等を改正（R元年5月31日公布）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、**行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等**を定める。

## ○行政手続オンライン化法の改正 ※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

### 情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

### 行政手続の原則オンライン化等のために必要な事項

#### 行政手続における情報通信技術の活用

##### 行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認**や**手数料納付**も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

##### 添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

#### デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

#### デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

#### 民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続の**ワンストップ化**
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

## 第2 2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

### デジタル社会形成のための基本原則

#### 10原則 (デジタル改革基本方針 (R2.12.25))

①オープン・透明	⑥迅速・柔軟
②公平・倫理	⑦包摂・多様性
③安全・安心	⑧浸透
④継続・安定・強靱	⑨新たな価値の創造
⑤社会課題の解決	⑩飛躍・国際貢献

#### デジタル3原則

(国の行政手続のオンライン化の原則：デジタル手続法)

##### デジタルファースト

個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結

##### ワンスオンリー

一度提出した情報は、二度提出することを不要に

##### コネクテッド・ワンストップ

民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現

### BPRと規制改革の必要性

※Business Process Reengineering

- ・「情報システムの整備及び管理の基本的な方針(R3.12.24)」に定めるサービス設計12箇条に基づき、**業務改革 (BPR)** に取り組む。
- ・また、デジタル化の効果を最大限発揮するため、**規制の見直し**も併せて行う。

第1条 利用者のニーズから出発する	第7条 利用者の日常体験に溶け込む
第2条 事実を詳細に把握する	第8条 自分で作りすぎない
第3条 エンドツーエンドで考える	第9条 オープンにサービスを作る
第4条 全ての関係者に気を配る	第10条 何度も繰り返す
第5条 サービスはシンプルにする	第11条 一遍にやらず、一貫してやる
第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める	第12条 情報システムではなくサービスを作る

### 構造改革のためのデジタル原則

- ・デジタル改革、規制改革、行政改革の全てに通底する5つの原則からなる**構造改革のためのデジタル原則**を策定。

①デジタル完結・自動化原則	②アジャイルガバナンス原則
③官民連携原則	④相互運用性確保原則
⑤共通基盤利用原則	

### クラウド・バイ・デフォルト原則

- ・各府省庁において必要となる情報システムの整備に当たっては、**クラウド・バイ・デフォルト原則**を徹底。

## 重点手続一覧(合計21手続)

- ①概算・増加概算・確定保険料申告書
- ②概算保険料の延納の申請
- ③雇用保険被保険者資格取得届
- ④雇用保険被保険者資格喪失届
- ⑤高年齢雇用継続基本給付金の申請
- ⑥健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- ⑦健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
- ⑧健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ⑨健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- ⑩健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届
- ⑪健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届
- ⑫健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届
- ⑬厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届
- ⑭国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書
- ⑮国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)
- ⑯年金受給権者現況届
- ⑰年金受給権者住所・支払機関変更届
- ⑱年金手帳再交付申請書
- ⑲国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届
- ⑳国民年金保険料還付請求書
- ㉑国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届

重点手続(①～㉑):年間申請件数が100万件以上のもの、及び企業等が反復的又は継続的に利用する手続